

名古屋市次期総合計画に掲げる
施策について
(素案)

1 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

- ・健康づくり・予防医療の推進
- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進

2 適切な医療を受けられる体制を整えます

- ・救急医療体制の確保
- ・市立病院における医療機能の強化
- ・最先端の医療の提供

3 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

- ・高齢者の社会参加の支援
- ・高齢者が活躍できる環境づくり

4 高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・認知症の方や家族への支援 **New**

5 安心して介護を受けられるよう支援します

- ・介護を必要とする高齢者の在宅での生活の支援
- ・在宅での生活が難しい高齢者への支援
- ・介護サービスの質の向上及び人材の確保

6 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

- ・地域における自立した生活の支援
- ・重度障害児者への対応
- ・障害者の就労の促進

7 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援を進めます

- ・就労支援の推進
- ・働きやすい環境づくり
- ・生活保護受給者や生活困窮者に対する支援
- ・ホームレスの自立支援

8 生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいづくりを支援します

- ・生涯学習の機会と場づくり
- ・生涯スポーツの機会と場づくり

9 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくれます

- ・人権啓発の推進
- ・人権教育の推進
- ・平和に関する啓発の推進

10 男女平等参画を総合的に進めます

- ・性別にかかわる人権侵害の解消
- ・男女平等参画推進のための意識変革
- ・あらゆる分野における女性の活躍推進

11 安心して子どもを生み育てられる環境をつくれます

- ・安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
- ・子育ての負担感・孤立感の軽減
- ・働きながら子育てしやすい環境づくり

12 子どもが健やかに育つ環境をつくれます

- ・子ども・親総合支援 **New**
- ・子どもが心身ともに健康に育つための支援
- ・困難を抱える子ども・家庭への支援 **New**
- ・障害児または発達に遅れなどのある子ども・家庭への支援 **New**

13 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

- ・子どもの権利を守るための取り組み
- ・子どもを虐待から守るための支援
- ・いじめ、不登校対策の充実

14 子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

- ・確かな学力の向上
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・学びを支える教育環境の充実
- ・魅力ある市立高等学校づくり

15 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくれます

- ・若者の社会的自立への支援
- ・若者を応援し育むまちづくり

16 災害に強い都市基盤の整備を進めます

- ・地震に強いまちづくり
- ・大雨に強いまちづくり
- ・臨海部の防災機能の強化
- ・避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保

17 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

- ・大規模災害対策の推進
- ・災害対応力の向上
- ・地域防災力の向上
- ・市街地の防災・減災対策の推進

18 災害時に市民の安全を守る体制の強化を進めます

- ・火災予防体制の充実
- ・消防・救助体制の充実
- ・救急救命体制の充実

19 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりにつとめます

- ・犯罪のない地域づくり
- ・交通事故のない地域づくり
- ・犯罪被害者等の支援 **New**
- ・安心・安全な生活環境の確保 **New**

20 衛生的な環境の確保につとめます

- ・感染症対策の充実
- ・衛生的な生活環境の整備・確保
- ・人と犬猫が共生できる地域づくり

21 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

- ・日本一おいしい水の供給をめざす取り組み
- ・水源水質の良さを守る取り組み

22 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

- ・消費生活の安定・向上
- ・安全・安心な生鮮食料品の安定供給
- ・食の安全・安心の確保

23 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

- ・大気環境の向上
- ・水環境の向上
- ・快適な生活環境の確保

24 身近な自然や農にふれあう環境をつくれます

- ・緑に親しめる環境づくり
- ・水循環機能の回復
- ・農のある暮らし、街とともにある農業の推進
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

25 公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを進めます

- ・公共交通を中心とした快適に過ごせるまちづくり
- ・新たな交流社会を支えるみちまちづくり
- ・公共交通の快適性・利便性の向上

26 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

- ・市街地の整備・再生
- ・地域拠点の強化
- ・土地利用等の規制・誘導
- ・自動車交通の円滑化

27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

- ・安心して歩ける歩行空間の確保
- ・自転車通行空間の整備
- ・都心部自転車対策の推進

28 バリアフリーのまちづくりを進めます

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進

29 多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承をはかります

- ・居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援
- ・安心・安全な住まいの確保
- ・住宅ストックの質の向上・有効活用

30 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

- ・環境に配慮した活動の促進
- ・環境教育・協働取組の促進

31 低炭素都市づくりを進めます

- ・再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進
- ・低炭素なまちづくりの推進

32 3Rを通じた循環型都市づくりを進めます

- ・3Rの推進
- ・環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

33 世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます

- ・世界に誇れる都心のまちづくりの推進
- ・中部国際空港の利用促進及び機能強化の推進
- ・名古屋港の整備促進
- ・広域交通ネットワークの早期形成

34 国際的に開かれたまちづくりを進めます

- ・国際交流の推進
- ・多文化共生の推進
- ・国際貢献の推進

35 港・水辺の魅力向上をはかります

- ・魅力向上に向けた拠点整備
- ・水辺のにぎわい
- ・運河の再生

36 魅力的な都市景観の形成を進めます

- ・良好な景観形成の誘導
- ・地域の特色を活かした景観まちづくりの推進
- ・違反広告物対策の推進と安全対策の強化

37 歴史・文化に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します

- ・名古屋城など歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり
- ・文化芸術を活かしたまちづくりの推進
- ・シビックプライドの醸成と市民による魅力発信の促進 **New**

38 観光の振興・MICEの推進と情報発信により交流を促進します

- ・名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信
- ・海外からの誘客促進と受け入れ環境の整備 **New**
- ・MICEの推進による多様な交流の促進

39 スポーツを活かしてまちの魅力と活力を高めます

- ・第20回アジア競技大会をはじめとした大規模競技大会等の推進 **New**
- ・スポーツを活かした魅力の創出・発信 **New**

40 地域の産業を育成・支援します

- ・競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援
- ・経営基盤安定化の支援
- ・産業人材の育成・確保
- ・地域商業の活性化

41 新たな価値を創造する産業を振興するとともに、産業交流を促進します

- ・成長分野産業の振興
- ・価値づくり産業の振興
- ・産業交流の促進
- ・創業等支援・イノベーション創出 **New**

市 政 運 営 の 取 り 組 み

42 市民サービスの向上を進めます

- ・窓口サービスの改善・拡充
- ・広聴活動の実施

43 市民への情報発信・情報公開を進めます

- ・情報発信の推進
- ・情報提供、情報公開の推進
- ・個人情報保護の推進

44 地域主体のまちづくりを進めます

- ・市民活動の活性化
- ・地域のまちづくりへの支援
- ・地域福祉の推進
- ・区における総合行政の推進

45 公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます

- ・施設の長寿命化と保有資産量の適正化
- ・保有資産の有効活用

施策1

生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

現 状

- 平成 28（2016）年における市民の平均寿命は、男性 80.75 年、女性 86.76 年、健康寿命は、男性 79.36 年、女性 83.58 年となっています。
- 平成 28（2016）年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、老衰、脳血管疾患の順となっており、市民の約 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。
- 精神疾患の患者数は平成 26（2014）年患者調査から約 7 万 1 千人と推計されます。
- 本市の自殺者数は減少傾向にあるものの、いまだ年間 300 人を超える高い水準で推移しています。平成 28（2016）年の自殺死亡率は 14.4 であり、全国平均の 16.8 を下回っています。

課 題

- 生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには、生活習慣の改善やワクチンの接種など一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。
- がんをはじめとする生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。
- うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があり、こころの健康づくりが重要な課題となっています。
- 自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかるとともに、自殺の危険性のある人のサインを見逃さず自殺を未然に防ぐことが求められています。

施 策 の 柱

・ 健康づくり・予防医療の推進

健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上をはかるとともに、がんの早期発見に有効ながん検診の受診率の向上につとめます。さらに、予防接種についても取り組みを進め、感染症の予防につとめます。

・ こころの健康づくりと自殺対策の推進

精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の 3 つの視点に立って、自殺対策を推進します。

成 果 指 標

- ・ 健康寿命（㉑男性 79.36 年、女性 83.58 年（28 年））
- ・ がん検診受診率（①胃がん、②大腸がん、③肺がん、④子宮がん、⑤乳がん、⑥前立腺がん）
（㉑ ①22.8%、②25.4%、③21.4%、④58.6%、⑤48.3%、⑥32.0%）
- ・ 自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）（㉑14.4（28 年））

施策2 適切な医療を受けられる体制を整えます

現 状

- 入院を必要としない軽症患者が、重症患者や重篤患者に対応する救急医療機関へ集中しています。
- 第二次救急医療体制へ参加する医療機関の確保が困難な状況にあります。
- 市立病院には、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的な医療の提供や、地域医療機関との適切な機能分担と連携などの役割が求められています。
- 医療を取り巻く環境が変化する中で、医療ニーズが多様化しています。

課 題

- 市民に症状に応じた適切な医療機関の選択を促しつつ、救急医療体制を確保していくことが重要です。あわせて、地域の医療機関と病院との機能分担や連携強化を一層進めていく必要があります。また、救急科専門医をはじめとする救急医療に携わる医療人の育成が求められています。
- 市立病院は、引き続き救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療などの政策的な医療に積極的に取り組むとともに、地域医療機関との適切な機能分担と連携を強化する必要があります。
- 多様化する医療ニーズに対応し、質の高い医療を提供するために、最先端の医療が求められます。

施 策 の 柱

・ 救急医療体制の確保

休日・夜間などでも必要な医療サービスを受けられるよう、救急医療体制（第一次、第二次、第三次）を確保するとともに、地域の医療機関と病院の機能連携を進めるため、市民が普段から安心して気軽に自分の健康状態について相談できる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を行い、医療機関の適正受診を促進します。また、市立大学病院においては、救命救急センターとしての機能を強化し、救急科専門医の育成をはかります。

・ 市立病院における医療機能の強化

救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療の充実・強化につとめるとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患、脊椎疾患にかかる医療機能を強化します。また、東部医療センター・西部医療センターにおいては、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携をはかるなど、市民に信頼され、安心して受診できる医療を提供します。

・ 最先端の医療の提供

市立大学病院においては、すぐれた見識と技能を持つ医療人を育成するとともに、社会的関心の高い先進的な研究を推進し、最先端の医療や急性期の医療を担う特定機能病院としての役割を果たします。また、市立大学病院と市立病院の連携を強化し、本市の医療提供体制のさらなる充実をはかります。

成 果 指 標

- ・ 適切な医療が受けられると感じる市民の割合（②86.4％）
- ・ かかりつけ医を持つ市民の割合（②62.4％）
- ・ 「①市立大学病院」及び「②市立病院」における救急搬送件数（② ①6,372件 ②11,504件）

施策3

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

現 状

- 要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約 8 割を占めています。
- 平成 28（2016）年度に実施した実態調査においては、半数以上の高齢者が毎日 1 回以上外出している一方で、「1 週間に 1 回程度」「ほとんど外出しない」高齢者が合わせて約 1 割となっており、外出を抑える理由として、身体的な理由を除くと「外出機会がないこと」「一緒に出かける人がいないこと」などが挙げられています。
- 今後さらに少子化・高齢化が進行し、人口減少社会を迎えていく中で、高齢者がその知識・経験を活かし、社会の担い手として活躍することが期待されています。
- 平成 28（2016）年度に実施した実態調査においては、約半数の高齢者が地域活動や就労、ボランティアなどで地域社会に貢献できると回答しています。

課 題

- 高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができるよう、外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の確保などにより、高齢者の社会参加を支援することが必要です。
- 高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な知識・経験を就業や地域活動に活かし、活躍できる環境づくりをさらに進めることが必要です。

施 策 の 柱

・ 高齢者の社会参加の支援

高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができるよう、身近なふれ合いや交流の場の整備を進めるとともに、学習や趣味などの活動のきっかけや仲間づくりの機会を充実させることにより、さまざまな活動を通して積極的に社会参加できるよう支援します。

・ 高齢者が活躍できる環境づくり

高齢者が意欲や能力に応じて、就業や地域貢献など社会においてさまざまな役割を担い、活躍できるよう、相談や情報提供、人材養成などの支援を行います。

成 果 指 標

- ・ 生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合 **New**
- ・ 就労や地域活動・ボランティア・NP0 活動等に参加している高齢者の割合（㊤47.6%）
- ・ 敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員（㊤196,588 人）

施策4

高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します

現 状

- 平成 28（2016）年度に実施した実態調査では、「地域で介護予防に取り組める活動場所が分からない」「介護予防に取り組んでいない」と回答した高齢者がともに約 7 割にのぼっています。
- 地域での助け合いや支え合い活動に参加したいと回答した方が高齢者では 4 割以上、若年者では 5 割以上を占めている一方で、実際に参加している方は約 1 割となっています。
- 平成 37（2025）年には、平成 24（2012）年に比べて認知症高齢者の数が 51.4%増加すると予測されています。また、平成 28（2016）年度に実施した実態調査では、約 7 割の高齢者が認知症に対する不安を抱えています。

課 題

- 団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37（2025）年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための体制づくりを進めることが喫緊の課題となっています。
- 介護予防・認知症予防においては、周知啓発をはじめ高齢者の自発的・継続的な取り組みをより一層促進する必要があります。
- 幅広い世代において、地域での助け合いや支え合い活動への参加意欲のある方を実際の活動参加に結びつけることで地域のつながりを深め、地域で高齢者を支援していく必要があります。
- 市、市民、事業者が「認知症になっても安心して暮らせるまち」をともにめざし、認知症施策を総合的に推進する必要があります。

施 策 の 柱

・ 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関するサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療と介護の連携の仕組みづくりや、NPO や社会福祉法人など多様な主体による生活支援サービスの提供、認知症予防をはじめとした介護予防の取り組みの充実をはかります。また、地域住民が互いに助け合う仕組みづくりを進めるため、幅広い世代が、高齢者福祉の担い手として活動できるよう支援します。

・ 認知症の方や家族への支援 **New**

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の早期発見・早期対応や、認知症の方を地域で支える仕組みづくり、家族支援の充実、認知症の方が起こした事故に関する救済制度の創設など、認知症施策を総合的に推進します。

成 果 指 標

- ・ 困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合（^②62.2%）
- ・ いきいき支援センターの認知度 **New**
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者数（^②113,119 人）

施策5

安心して介護を受けられるよう支援します

現 状

- 要介護・要支援者は約 10 万 8 千人（平成 30（2018）年 3 月末）に上っており、平成 12（2000）年 4 月の介護保険法施行時に比べ約 4 倍となっています。その中で、高齢者の多くは介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することを希望しています。
- 依然として特別養護老人ホームへの入所申込者が多いなど、在宅での生活に不安のある高齢者は今後も増加すると見込まれます。
- 介護サービス事業所数はこれまで順調に伸びています。
- 国の推計によると、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37（2025）年度には、現在（本市約 42,000 人）の約 1.2 倍の介護職員の確保が必要とされています。

課 題

- 介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。
- 常に介護が必要で、在宅での生活が難しい高齢者でも安心して生活できるよう、施設・居住系サービスの計画的な整備を進める必要があります。
- 年々事業所数が増加する中、利用者が安心して介護サービスを受けられるよう、職員やサービスの質を向上していくことが重要です。
- 安定した介護サービスの提供をはかるため、人材確保のためのより一層の支援が求められています。

施 策 の 柱

- ・ **介護を必要とする高齢者の在宅での生活の支援**
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスや、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実をはかります。
- ・ **在宅での生活が難しい高齢者への支援**
在宅での生活が難しい高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設・居住系サービスの整備を進めます。
- ・ **介護サービスの質の向上及び人材の確保**
介護が必要な高齢者に良質なサービスが提供できるよう、事業者への研修や事業者・利用者それぞれの評価を通じて、職員やサービスの質の向上をはかります。また、介護の仕事に興味を持っていたりするような参入促進策や、人材の定着をさらに促進するような新たな支援策を含めて検討し、人材確保の支援を行います。

成 果 指 標

- ・ 主な地域密着型サービス利用者数 **New**
- ・ 利用している介護サービスに関する満足度（**29**97.0%）

施策6

障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

現 状

- 障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病患者とも増加しています。
- 市内精神科病院の入院者に占める 1 年以上の長期入院者は、全入院者の約 6 割で推移しています。また、長期入院を経て、地域に移行した人の約 6 割は、1 年以内に再入院となっています。
- 今なお誤解・偏見などにより、障害者の社会参加が妨げられている現状があります。
- 専門性の高い支援を必要とする、重度障害児者や重症心身障害児者の数が増加しています。
- 就労を希望する障害者は増加している一方で、現実の雇用や就業状況は大変厳しい状況にあります。

課 題

- 障害の特性に応じて、多様なニーズに対応できる相談支援や障害福祉サービスの充実などにつとめ、障害者の地域における自立した生活を支援することが必要です。
- 精神科病院の長期入院者への退院の動機づけや退院後の生活支援については、保健・医療・福祉が一体となった取り組みや支援体制が求められています。
- 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障害者差別の解消を推進することが必要です。
- 重度障害児者や重症心身障害児者について、本人だけでなく介護者や受け入れを行う事業所に対しても支援することが求められています。
- 障害者の特性や状態等に応じた就労支援を進め、障害者の就労を促進していく必要があります。

施 策 の 柱

・ 地域における自立した生活の支援

必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。また、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実、障害者差別の解消につとめ、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

・ 重度障害児者への対応

在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、重度障害児者の生活の支援として、医療的ケアや強度行動障害者への支援の充実をはかります。

・ 障害者の就労の促進

一般企業などへの障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援を進めるほか、障害者雇用促進企業の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。

成 果 指 標

- ・ ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数（㊹6,751 人）
- ・ 在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率（㊹86.7%）
- ・ 市内の障害者雇用促進企業認定数（㊹78 件）

施策7

誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援を進めます

現 状

- 有効求人倍率は近年高い水準にある一方で、職業や勤務条件等のミスマッチが生じています。
- 第1子出産後も継続就業している女性は53%にとどまっており、仕事と育児の両立が難しい状況が続いているほか、男性による育児休業の取得や男女ともに介護休業の取得も進んでいません。
- 長期にわたる引きこもりなど、さまざまな困難の中で生活に困窮している方が存在しています。
- 市内のホームレスの数は減少傾向にありますが、住まいを失った失業者などの社会福祉事務所への相談は依然として多い状態です。

課 題

- 有効求人倍率は高い水準にあるものの、職業や勤務条件等のミスマッチを解消し、安定的な就労を推進するための効果的な就労支援が必要です。
- 長時間労働を抑制するなど、働きやすい環境をつくり、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。
- 就労可能な生活保護受給世帯や生活保護に至る前の生活困窮者に対し、個々の状況に応じた就労支援を進める必要があります。
- 引き続き、就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者に対する適切な支援を進め、住居の確保と生活の再建をはかる必要があります。

施 策 の 柱

- ・ **就労支援の推進**
働きたい方の状況に応じた相談を実施するなど、人を求める企業との効果的なマッチングをはかり、就労支援を進めます。
- ・ **働きやすい環境づくり**
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する啓発や広報を行い、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。
- ・ **生活保護受給者や生活困窮者に対する支援**
就労可能な生活保護受給者に対して就労支援を進めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対しても個々の状況に応じた就労支援を進めます。
- ・ **ホームレスの自立支援**
就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供とともに、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めます。

成 果 指 標

- ・ 働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合（㊟4.4%）
- ・ 仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合（㊟33.1%）
- ・ ホームレス自立支援事業における就労自立率（㊟53.8%）

施策8

生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいを
支援します

現 状

○生涯学習を行わなかった理由として「時間的に余裕がなかった」、「必要性を感じなかった」、「生涯学習を行う機会や場所が身近になかった」が高い割合となっており、生涯学習を行う意欲はあるができなかったという方が多数いる状況となっています。

○成人の運動・スポーツ実施率（週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成 29（2017）年度は 56.4%と、全国平均である 51.5%を上回っていますが、年代別の実施率をみると、30 歳代から 40 歳代が他の世代と比較して低く、仕事や育児などで忙しく時間がないことや、機会を得ることが難しいことが理由として考えられます。

課 題

○より多くの方の生涯を通じた学びを支援するとともに、学んだ知識・成果を社会に還元できるよう、生涯学習の機会と場づくりや情報の提供を進めていくことが必要です。

○スポーツ実施率の低い子育て世代や働く世代をはじめ、日常生活の中で運動やスポーツを、気軽に楽しむことができる機会と場をつくっていくことが必要です。

施 策 の 柱

・ 生涯学習の機会と場づくり

市民の誰もが自由に学び、教えることができる学習の機会と場づくりや情報の提供につとめるとともに、学んだ知識や成果を生かして活躍できる人材を育成し、市民が社会に貢献して充実した生活を送ることができるよう支援します。

また、より多くの市民が本に親しみ、必要な資料や情報を入手しやすくするための図書館改革を進め、市民の学ぶ意欲を支えます。

・ 生涯スポーツの機会と場づくり

スポーツをすることだけでなく、スポーツボランティアとしてスポーツを支えることの楽しさ・意義への気づきを促進し、より多くの人々がスポーツに親しむことができるきっかけをつくるとともに、誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、気軽に、スポーツを楽しむことができる機会や場を提供します。

成 果 指 標

- ・ 図書館サービスの利用者数（入館者数と館外事業参加者数の計） **New**
- ・ 生涯学習に関する活動をしている市民の割合（㉑30.4%）
- ・ 学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合（㉑23.3%）
- ・ 週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者（20 歳以上）の割合（㉑56.4%）

現 状

- 内閣府の平成 29（2017）年調査によれば、人権侵害が多くなってきたという回答者が、少なくなってきたという回答者を大きく上回っており、全国的に人権侵害の増加が懸念されています。
- 時代の進展に伴い、インターネットや SNS による人権侵害など新たな問題も発生しています。
- 学校教育では、あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児・児童・生徒を育成する人権教育を実施し、社会教育では、差別意識の解消と人権意識の高揚をはかる人権教育を実施しています。
- 戦争体験者の高齢化により、戦争体験を次の世代に引き継ぐことが困難になると懸念されます。

課 題

- 市民一人ひとりが様々な人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての正しい理解と認識を深め、主体的に考えて行動できるよう、人権啓発及び人権教育の推進をはかることが重要です。
- 幼児・児童・生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義について理解し、自他の大切さを認めることができ、具体的な態度や行動として表すことができるように、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進することが重要です。
- 市民一人ひとりの平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会を発展させるためには、戦争体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを市民が学べるよう、平和に関する啓発を推進することが重要です。

施 策 の 柱

・ 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、気づきや学びなどを通じて人権尊重の理念や重要性についての認識を深め、日常生活や社会生活等において、人権尊重の意識や行動を確実なものとしていくことができるよう効果的な人権啓発を推進していきます。

・ 人権教育の推進

学校教育や社会教育の場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。

・ 平和に関する啓発の推進

戦争に関する歴史的事実や悲惨さを次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するための啓発を推進します。

成 果 指 標

- ・ 基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合（ $\text{\textcircled{29}}$ 60.9%）
- ・ なごや人権啓発センターの年間利用者数 **New**

施策10 男女平等参画を総合的に進めます

現 状

- 内閣府の調査によると、これまでに結婚したことのある女性の約 3 人に 1 人の割合で DV の被害経験がみられ、本市における相談件数は 1 万件前後で推移しています。
- 男女の地位の平等感について、本市の約 7 割の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。
- 女性の活躍推進に取り組む企業が増え、「女性の活躍認定・認証」企業数は、100 社を超えています。
- 本市の審議会における女性委員の登用率は、平成 19 年度以降、3 割を超えて推移しています。
- 本市の女性の労働力率は上昇しているものの、M 字カーブの底は全国平均よりは低くなっています。

課 題

- DV 被害者への支援を行い社会全体で防止していくための取り組みが求められています。
- 職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みを進めていく必要があります。
- あらゆる分野において男女平等参画が促進されるよう啓発活動や情報提供を行い、中でも雇用の場において、女性の活躍を進め、男女平等参画を引き続き推進していく必要があります。
- 本市の審議会における女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行う必要があります。

施 策 の 柱

・ 性別にかかわる人権侵害の解消

重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントやDVなどのあらゆる暴力の根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別にかかわる人権侵害をなくすため、男女双方の性や多様な生き方について理解の促進をはかります。

・ 男女平等参画推進のための意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育・学習を推進します。

・ あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用等の場をはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画を進め、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、様々な場面での方針決定過程に女性の意見が十分に反映されるよう、市役所自らが率先して取り組むなど、女性が参画し活躍できる社会の実現をめざします。

成 果 指 標

- ・ DV を人権侵害と認識する人の割合（㉔85.2%）
- ・ 「男女共同参画社会」という言葉の認知度（㉔57.7%）
- ・ 市の審議会への女性委員の登用率（㉔36.2%）
- ・ 女性の活躍推進認定・認証企業数（累計） **New**

施策11

安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

現 状

- 平成 25（2013）年度の子育て家庭への本市調査によると、子育ての悩みに「病気・健康」と回答した保護者の割合、「発育・発達」と回答した保護者の割合が 5 年前と比べて増加しています。
- 平成 25（2013）年度の子育て家庭への本市調査によると、理想とする子どもの数と実際の子どもの数にはかい離があります。
- 平成 30（2018）年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は、5 年連続の 0 人となりましたが、保育所等を利用できていない児童（利用保留児童）は、対前年比で 118 人増加し、833 人となっています。

課 題

- 子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援をすることが必要です。
- 子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが重要です。
- 子どもや子育てにやさしい企業を増やすとともに、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、積極的な待機児童対策や、多様な保育サービスの拡充を行う必要があります。

施 策 の 柱

- ・ **安心して子どもを生み、親として成長することへの支援**
妊娠期からの相談支援体制を充実させるなど、妊娠、出産、子育てを希望する誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。また、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。
- ・ **子育ての負担感・孤立感の軽減**
心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。
- ・ **働きながら子育てしやすい環境づくり**
企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう「保育所等利用待機児童数ゼロ」に引き続き取り組みます。

成 果 指 標

- ・ 子育てしやすいまちだと思う市民の割合（㉑83.4％）
- ・ 保育所等利用待機児童数（㉑0 人（30 年度））
- ・ 子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）（㉑187 社）

施策12 子どもが健やかに育つ環境をつくります

現 状

- 子どもや親は、さまざまな悩みを抱えており、将来の夢や目標を持てず、今の生活に満足していない子どもが多くいます。
- なごや子ども応援委員会の平成 29 (2017) 年度における相談等対応件数は 16,581 件でした。
- 少子化の急速な進行は、子ども同士の交流機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- 家庭環境に恵まれない子どもなどが心身ともに健やかに養育されるためには、より家庭に近い環境での養育が必要ですが、本市の里親等委託率は約 15%に留まっています。
- 発達に関わる支援を必要とする子どもや医療的ケアを必要とする障害児が増加しています。

課 題

- 子どもが将来の夢や目標を描き幸せに生きていけるよう、子どもや親の抱えるさまざまな悩みや不安を軽減するとともに、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路の応援が必要です。
- 子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが必要です。
- 家庭環境に恵まれない子どもなどがより家庭に近い環境で養育されることが求められています。
- 障害児などがより身近な地域で切れ目なく支援を受けられるようにする必要があります。

施策の柱

・ 子ども・親総合支援 **New**

さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親を総合的に支援するため、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路を応援し、一人ひとりの発達の過程を支援する取り組みを進めます。

・ 子どもが心身ともに健康に育つための支援

家庭や地域などが安全に安心して過ごせる居場所となり、子どもがさまざまな体験を通して、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性と創造性を身につけられるよう支援します。

・ 困難を抱える子ども・家庭への支援 **New**

家庭環境などに恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもがより家庭的な環境での養護を受けられるよう支援します。また、ひとり親家庭等の自立に向け、負担を軽減します。

・ 障害児または発達に遅れなどのある子ども・家庭への支援 **New**

障害児や発達に遅れなどのある子ども、医療的ケアを必要とする子どもとその保護者がより身近な地域で支援を受けられるようにするとともに、自立と社会参加に必要な能力の養成を支援します。

成果指標

- ・ 今の生活に満足している子どもの割合 **New**
- ・ 自分のことを好きと答える子どもの割合 (29)76.8%)
- ・ 地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加した子どもの割合 (29)80.4%)
- ・ 社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合 (29)61.4%)

施策13

虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

現 状

○平成 25（2013）年度の子育て家庭への本市調査では、「なごや子ども条例」の子どもの認知度は 21.4%となっています。また、「子どもが社会参画する活動」に参加したことのある子どもの割合は 5.3%となっています。

○本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 29（2017）年度には 2,898 件となり、過去最多となりました。平成 30（2018）年 5 月に本市 3 か所目となる東部児童相談所を開設しました。

○平成 29（2017）年度におけるいじめの認知件数は 1,725 件となっています。また、不登校率は小学校においては 728 人、中学校においては 1,745 人となっています。

課 題

○子どもの権利に対する正しい理解を広めるとともに、子どもが主体的に参加し意見を表明することができるなど、子どもの権利を保障し、子ども一人ひとりが尊重されることが必要です。

○関係機関等が緊密に連携をはかることで、できる限り早期に虐待を発見し、適切な支援へとつなげていくとともに、虐待の発生自体を予防する取り組みを進めていくことが必要です。

○いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応が求められています。また、学校や地域、家庭、関係機関が連携をとりながら、一人ひとりの状況に配慮した対応を行うことが必要です。

施 策 の 柱

・ 子どもの権利を守るための取り組み

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざし、子どもの権利に対する正しい理解を広めるとともに、子どもの社会参画の推進など、子どもの主体性を育む取り組みを実施します。

・ 子どもを虐待から守るための支援

行政機関、医療機関や学校、保育所、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進します。

・ いじめ、不登校対策の充実

子どもの教育・養育に関するあらゆる相談に応じるとともに、いじめや不登校を早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

成 果 指 標

・ いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合（ $\text{\textcircled{29}}$ 77.9%）

・ 児童虐待の通告先（児童相談所または区役所・支所）を知っている市民の割合 **New**

施策14

子どもの個性を大切にし、確かな学力と豊かな心、
健やかな体を育みます

現 状

- 保護者に学校教育で充実を希望する分野を調査したところ、「自ら学び考える力」、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。
- 本市の子どもたちは、運動をすることが好きな子どもの割合が全国よりやや低く、運動をすることが嫌いな子どもの割合がやや高い状態にあります。
- 生活実態や学習環境の変化など、高等学校に通う生徒を取り巻く環境が大きく変容する中で、生徒一人ひとりの個性や能力の伸長をはかるためにも高等学校教育の改革が求められています。

課 題

- 他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもの育成を推進する必要があります。
- 楽しく運動に取り組むことを通して、児童生徒の心身ともに健全な発達を促す必要があります。
- 教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした「学びのあり方」の改革などを進め、魅力ある市立高等学校をつくっていく必要があります。

施 策 の 柱

・ 確かな学力の向上

基礎基本の学力の定着はもとより、グローバル化する社会において活躍できる人材の育成や、地域の産業を支える人材の育成を進めるとともに、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな指導を行います。

・ 豊かな心と健やかな体の育成

相手を思いやる心や自ら学び考える力を育むとともに、社会のルールを守ることの大切さを学ぶ機会をつくるなど、社会の一員としての自覚を持つ子を育成します。また、望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

・ 学びを支える教育環境の充実

一人ひとりの子どもに目の行き届いたきめ細かな指導を行っていくため、学校における働き方の改革を進め、教員の資質の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充に取り組みます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや望ましい学校規模の確保、ICT 環境の整備など教育環境の充実をはかります。

・ 魅力ある市立高等学校づくり

教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした、学びのあり方の改革を進めます。また、普通科や総合学科のほか、さまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりを進めるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。

成 果 指 標

- ・ 基礎的な学力が十分定着している子どもの割合（²⁹75.6%）
- ・ 学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合（²⁹83.3%）
- ・ 運動をすることが好きな子どもの割合 **New**

施策15

若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

現 状

- 日本全体の若年無業者の数は、平成 14（2002）年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年には約 53 万人となっていますが、35 歳～39 歳も含めると約 71 万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。
- 平成 29 年（2017）における大学及び短期大学の学生数は政令指定都市中第 2 位となっています。大学及び短期大学は 23 校、専修学校は 119 校あり、全国でも大学・学生の多い都市となっています。
- 今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、若年層の減少が懸念されます。
- 名古屋市立大学は医・薬・看護・経済・人文社会・芸術工学及び総合生命理学の 7 学部を有する総合大学であり、優れた人材の育成、市民の健康福祉への寄与、先端的研究の世界への発信などを行っています。

課 題

- 若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないよう、早期対応や支援などの取り組みを進める必要があります。
- 学生から選ばれるまちとなるため、若者が自由な発想で、自主的に地域や企業、行政などと連携して地域イベントの企画や様々なボランティア活動などに参加できるよう支援することが必要です。
- 名古屋市立大学は、総合大学としての特性を活かして、広く市民及び地域との連携を強化し、教育研究成果を還元することを通じて、地域や行政の課題解決に寄与することが求められています。

施 策 の 柱

・ 若者の社会的自立への支援

ニートやひきこもりなどの状況にある若者を含めたすべての若者が、自らの意思で社会参加できるような環境づくりを進めるとともに、就労などの社会的自立に向かえるよう、社会全体で支援を進めます。

・ 若者を応援し育むまちづくり

若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用するとともに、大学、地域、企業、行政の連携を推進し、学生から選ばれるまちづくりを進めます。

とりわけ、名古屋市立大学においては、広く市民、行政などと連携、協働し、魅力あるまちづくりに寄与していきます。

成 果 指 標

- ・ 社会的自立に向け支援を受けた子ども・若者のうち、支援をとおして状況に改善がみられた者の割合 **New**
- ・ 市内における大学・短期大学の学生数 **New**

施策16

災害に強い都市基盤の整備を進めます

現 状

- 南海トラフ巨大地震に対する都市基盤施設の耐震化を促進しています。
- 全国的に大雨が増加傾向にあり、市内でも、1 時間 100mm を超える豪雨が発生しています。
- 防潮壁の改良、耐震強化岸壁の整備・機能強化など、名古屋港の防災機能強化を促進しています。
- 災害時の緊急車両や物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路の機能確保につとめています。

課 題

- 大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の施設整備を推進していく必要があります。
- 頻発する大雨による浸水から市民の生命や財産、都市機能を守るため、総合的な治水対策を着実に推進していく必要があります。
- 名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすため、引き続き、防災施設の一層の機能強化が求められています。
- 緊急輸送道路の橋りょうの耐震化及び電線類の地中化等を推進し、災害時の機能確保を進めていく必要があります。

施 策 の 柱

・ 地震に強いまちづくり

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。

・ 大雨に強いまちづくり

1 時間 63mm の降雨に対して浸水被害を概ね解消するため、河川・下水道等の整備を進めます。この施設整備により、1 時間約 100mm の降雨に対して床上浸水を概ね解消し、浸水被害の軽減をはかります。

・ 臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震や津波に備えます。

・ 避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保

災害発生時において、応急的な避難や救急・救助などを円滑に行うため、都市公園などの整備を進めるとともに、緊急輸送道路においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

成 果 指 標

- ・ 災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合（²⁹54.7%）
- ・ 緊急輸送道路等にかかる橋りょうの耐震化率 **New**
- ・ 緊急雨水整備事業の整備率（²⁹87.8%）

現 状

- 南海トラフ巨大地震の切迫度が増すとともに、豪雨の発生回数が増加しています。
- 大規模災害時には、市役所、区役所及び土木事務所などの防災拠点に対し、早急かつ円滑な対応が求められます。また、同時多発的な火災や建物倒壊などにより、119番通報の急増が予想されます。
- 家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。
- 木造住宅が密集している地域においては、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。

課 題

- 災害時に必要な物資の備蓄や情報収集・伝達手段の多様化などをはかるとともに、帰宅困難者対策など市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。
- 防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実などをはかる必要があります。
- 市民一人ひとりや事業所などの防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、発災時に近所の人と助け合えるよう共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させることが必要です。
- 木造住宅が密集している地域の避難路の確保や延焼防止に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き民間住宅の耐震化を促進するなど、市街地の防災・減災対策の推進が必要です。

施 策 の 柱

・ 大規模災害対策の推進

大規模災害時に指定避難所などで必要となる物資の備蓄や、市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実につとめます。また、企業と連携した帰宅困難者対策など、大規模災害対策を推進します。

・ 災害対応力の向上

大規模災害時に、継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点の機能強化などに取り組みます。また、同時多発的に発生する災害への消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。

・ 地域防災力の向上

家庭及び事業所における防災対策の啓発や、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな地域防災活動への支援などを推進し、地域防災力を高めます。

・ 市街地の防災・減災対策の推進

災害発生時において被害の拡大を防ぐために、木造住宅が密集している地域における避難路の確保や延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間住宅の耐震化を促進するなど、市街地の防災・減災対策を推進します。

成 果 指 標

- ・ 家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合（**29**60.5%）
- ・ 地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合 **New**
- ・ 民間住宅の耐震改修助成件数（累計）（**29**4,650 戸）

施策18 災害時に市民の安全を守る体制の強化を進めます

現 状

- 平成 29（2017）年の市内における建物火災の約 58%を住宅火災が占めています。住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は約 89%となっており、特に 75 歳以上の後期高齢者の割合が高くなっています。
- 高齢化の進行に伴い社会福祉施設など的高齢者利用施設が増加しており、同種の施設における火災による死者の発生が全国的な問題となっています。
- 高齢者人口の一層の増加により、今後も救急需要は増加を続け、平成 40（2028）年には年間の救急出動件数が 15 万件を超えると見込まれており、救急車の現場や病院への到着の遅れが懸念されています。

課 題

- 住宅火災の被害を抑制するための効果的な対策を進めるとともに、高齢者世帯や高齢者利用施設に重点を置いた防火対策を推進する必要があります。
- 増加する救急需要に的確に対応していくための取り組みを進めていく必要があります。また、AED（自動体外式除細動器）の使用など市民による応急手当の実施が重要となります。

施 策 の 柱

- ・ **火災予防体制の充実**
火災による死傷者の発生を防止するため、高齢者の焼死事故防止をはじめとした住宅の防火対策や、事業所における消防法令違反の是正を推進するなど、火災予防体制の充実に取り組みます。
- ・ **消防・救助体制の充実**
複雑化・多様化する災害に的確に対応していくため、消防車両や資機材の充実、消防施設の整備を進めるとともに、消防団の充実強化をはかるなど消防・救助体制の充実に取り組みます。
- ・ **救急救命体制の充実**
増加する救急需要に迅速かつ的確に対応していくため、救急隊の増隊や救急需要の増加緩和などの救急活動に遅れを生じさせないための対策に取り組むとともに、応急手当の普及啓発を推進するなど、救急救命体制の充実に取り組みます。

成 果 指 標

- ・ 火災による死者数（自殺者を除く） **New**
- ・ 119 番通報受付から病院収容までの平均時間 **New**
- ・ 心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率（**29**60.9%）

施策19

犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりにつとめます

現 状

- 住宅対象侵入盗、自動車盗は、依然として政令指定都市ワースト 1 位が続いています。
- 交通事故死者数は、平成 29（2017）年は前年と比較し、9 人増加の 39 人となっています。
- 周囲の無理解、配慮に欠ける対応により二次的被害を受ける犯罪被害者等が存在しています。
- 客引き行為等や空き家の増加、いわゆる「ごみ屋敷」などといった問題が生じています。

課 題

- 市民が防犯の意識を高く持つとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。
- 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うとともに、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないよう対策に力を入れていくことが求められています。
- 市民や事業者の犯罪被害への理解を深めるとともに、犯罪被害者等への支援が必要です。
- 客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、「ごみ屋敷」問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

施 策 の 柱

・ 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯の LED 化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備や、子どもの見守り活動、安心・安全・快適まちづくり活動補助金による地域防犯活動の支援などを通じ、地域の防犯力の向上につとめます。

・ 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者へのひと声運動の推進、広報・啓発事業などを進めるとともに、交通事故危険箇所の重点的な交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

・ 犯罪被害者等の支援 **New**

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるなど、犯罪被害者等に対する支援につとめ、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

・ 安心・安全な生活環境の確保 **New**

客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、「ごみ屋敷」問題の解決に向けた支援や措置などを進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保につとめます。

成 果 指 標

- ・ 重点罪種の認知件数 **New**
- ・ 年間交通事故死者数（2939 人）
- ・ 名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口の認知度 **New**
- ・ 特定空家等の件数（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等） **New**

施策20 衛生的な環境の確保につとめます

現 状

- 新型インフルエンザの出現が危惧されており、発生した感染症が国内へ侵入する恐れがあります。
また、平成 29（2017）年の結核り患率は 18.1 となっています。
- 八事斎場の残存耐用年数は 20 年程度以上であり、現状の構造体をそのまま利用する場合、火葬件数がピークとなる時期に使用できないことが想定されます。
- 住宅宿泊事業の需要が拡大していますが、騒音やごみ出し等に関する苦情が発生しているとともに、いわゆる違法民泊に対する通報があります。また、レジオネラ症患者の報告数が増加しています。
- 割合は減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が近隣の犬猫について迷惑を感じています。

課 題

- 今後、交流人口のさらなる増加が予想される中で、新型インフルエンザなどが発生した場合には爆発的に感染が拡大する可能性があり、発生時に感染の拡大を抑えるための体制の確立が急務となっています。また、感染症の試験検査や調査研究を実施している衛生研究所の機能強化が必要です。
- 八事斎場が使用できない場合、恒常的な火葬待ちが発生するため、早急な再整備が必要です。
- 住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために関係機関との連携・協力をはかるとともに、いわゆる違法民泊に対する調査・指導が必要です。また、レジオネラ症の発生防止に向けて、高齢者が多く利用する施設をはじめとした水利用施設における衛生的な管理を促進する必要があります。
- 動物愛護の普及、飼主への適正飼養の啓発及び地域におけるのら猫の適正な管理を通して、人と犬猫が快適に共生できるような地域づくりが求められています。

施 策 の 柱

・ 感染症対策の充実

新型インフルエンザの発生時に感染の拡大を抑えるための対策を進めるとともに、結核などの感染症の発生予防につとめます。また、衛生研究所の移転改築を実施して機能強化をはかります。

・ 衛生的な生活環境の整備・確保

火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。
また、住宅宿泊事業の適正な運営の確保をはかることのほか、高齢者が多く利用する施設でのレジオネラ症対策を強化することにより衛生的な生活環境の確保をはかります。

・ 人と犬猫が共生できる地域づくり

犬猫の飼主への啓発を強化するとともに、販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正管理を推進するとともに、動物愛護推進員と連携して終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施します。

成 果 指 標

- ・ 感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合（㉙56.2%）
- ・ 結核り患率（人口 10 万人当たりの新登録患者数）（㉙18.1）
- ・ 近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合（㉙31.8%）

現 状

- 大正 3（1914）年の給水開始以来、約 100 年にわたり水道水の安定した供給につとめ「断水の
ないなごやの水道」という歴史を築いてきました。
- 本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、おいしい水として高い評価を受けています。
- 近年は、生活習慣の変化やボトルウォーターの普及などにより、じゃ口からの水道水を飲む市民
の割合が減りつつあります。

課 題

- 水量や安定性の確保にとどまらず、水の安全性やおいしさへと高度化・多様化していくおいしい
水に対するニーズを的確にとらえ、満足度の向上をはかっていくためには、流域全体の良好な水
循環の形成を意識しながら、水源保全に取り組むとともに、良質な水源水質を生かしたおいしい
水を確実にじゃ口まで届けることができるよう、さらなる努力をしていく必要があります。
- いつでも安全な水道水を安定して供給できるよう、浄水場や配水管などの老朽化にともなう更新
を着実に進めていく必要があります。

施 策 の 柱

・ 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安全でおいしい水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水をめざして水道水の安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。また、安全でおいしい水をいつでも届けることができるよう、老朽化した浄水施設や配水施設などの主要な水道施設の整備改良や、老朽配水管の布設替えなどを計画的に実施し、給水の安定性を確保します。

・ 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質を将来にわたって保全していくため、流域の自治体や市民団体との連携を強化し、水源林の保全や、流域経済の活性化、自治体間の技術交流などを行います。

成 果 指 標

- ・ なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合（^{②9}77.7%）
- ・ 配水管内の水道水残留塩素濃度が 0.2～0.5mg/ℓ の範囲となる地点の割合（^{②9}90.3%）
- ・ 小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導実績率（^{②9}2 巡目 53.2%）

施策22

消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

現 状

- 近年、消費生活相談件数は、14,000 件から 15,000 件台の間で推移しています。高齢者では架空請求に関する相談、若者ではデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。
- 卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。
- 食中毒の発生や食品への異物混入など、食の安全・安心に関わる事件が依然として発生しています。また、事業者による食品衛生管理のさらなる向上が求められています。

課 題

- 消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上をはかるとともに、関係機関と連携し、より効果的に消費者教育や啓発に取り組んでいく必要があります。
- 生鮮食料品の安全・安心への関心が高まる中、中央卸売市場が、市場を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしていくことが必要です。
- 食の安全・安心の確保に向けて、事業者は自主的な衛生管理につとめ、消費者は主体的に知識と理解を深め、行政は事業者への改善指導や HACCP に沿った衛生管理手法の導入の促進、消費者への情報提供を行う必要があります。他方、生産段階においても、食の安全・安心の確保に資する知識を、農家に対してよりいっそう普及させていくことが必要です。

施 策 の 柱

・ 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、相談員の実務能力の向上をはかります。

・ 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全で新鮮な生鮮食料品を確保するための衛生管理の徹底をはかるとともに、安定的な供給や効率的な流通を確保するため、適正かつ健全な市場運営に取り組みます。

・ 食の安全・安心の確保

食の安全・安心の確保に向け、市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP に沿った衛生管理手法の導入を促進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報の共有をはかります。さらに、農産物の生産段階においては、農家に対して家畜伝染病対策や農薬の適正使用についての知識の普及につとめます。

成 果 指 標

- ・ 消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合（㊤48.9%）
- ・ 生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合 **New**
- ・ 食品が安全・安心だと感じる市民の割合 **New**

施策23

大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

現 状

- 大気汚染は全体的には改善傾向にあり、平成 29（2017）年度における環境目標値の達成率は、二酸化窒素が 94.4%（測定局 18 か所のうち 17 か所）でした。また、平成 29（2017）年に、微小粒子状物質（PM2.5）の環境目標値を追加するなどの見直しを行いました。
- 水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成 29（2017）年度における環境目標値の達成率は、河川の BOD が 84.0%（調査地点 25 か所のうち 21 か所）でした。
- 本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成 29（2017）年度は 1,633 件であり、騒音・大気汚染・悪臭に関する苦情が全体の約 83%を占めています。

課 題

- 大気や水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。
- 公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みを進めていくことが必要です。

施 策 の 柱

- ・ **大気環境の向上**
二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）など、大気汚染の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行い、大気環境の保全をはかります。
- ・ **水環境の向上**
河川の BOD など水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、合流式下水道の改善や下水の高度処理化など下水道整備を推進するとともに、親しみやすい指標を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組み、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。
- ・ **快適な生活環境の確保**
快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成 果 指 標

- ・ 大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）（[㊤]94.4%）
- ・ 水質環境目標値の達成率（BOD）（[㊤]84.0%）
- ・ 名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合（[㊤]37.4%）

施策24

身近な自然や農にふれあう環境をつくります

現 状

○市内の都市公園は市域の約5%を占め、約10万本もの街路樹とともに、緑豊かな空間を形成する市民の大切な資産となっています。一方、都市化の進展とともに市域全体の緑被率は減少しています。

○都市化の進展とともに身近な自然や水循環機能が損なわれています。

○市民が農にふれあうための農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などにより年々減少しています。

○市街地の拡大や外来生物の侵入などにより、生物多様性への影響が生じています。

課 題

○緑が持つ機能を最大限に発揮させるため、効果的に緑を保全・創出するとともに、柔軟な発想や多様な主体との連携による公園などの整備や運営管理を進める必要があります。

○水循環回復に向けた取り組みを推進し、水循環機能をまちづくりに活かしていく必要があります。

○市民が農にふれあう機会を確保するために、農地を保全し、農業を支援するとともに、市民自らが農を楽しめる環境を整える必要があります。

○市民が身近な自然とのふれあいや生物多様性の保全活動に参加できる機会を増やすとともに、市民・事業者による生物多様性の大切さが認識され、行動に反映されるよう促していく必要があります。

施 策 の 柱

・ 緑に親しめる環境づくり

緑豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全や公園緑地の整備、民有地緑化などにより市街地の緑化をはかるとともに、美しい街路樹づくりを進めます。また、公園などの魅力と価値を最大限に引き出すことでより多くの市民が利活用できるよう、民間活力の導入や地域連携による公園経営を推進し、緑に親しめる環境づくりを進めます。

・ 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

・ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

市民農園の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援します。

・ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市を実現するため、地域における身近な生物多様性の保全と、市民・事業者による生物多様性の持続可能な利用の取り組みを促進します。

成 果 指 標

- ・ 新たに確保された緑の面積 **New**
- ・ 親しみがある公園があると思う市民の割合（2963.5%）
- ・ 暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合 **New**

施策25

公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを進めます

現 状

- 本市における代表交通手段割合は東京都区部や大阪市などと比べて自動車利用割合が高くなっています。人口構造や社会情勢の変化により、市民の交通ニーズも多様化しているとともに、自動運転など交通分野においても様々な技術革新が進められています。
- リニア中央新幹線の開業を見据え、都心では公共空間の再編・再生が進んでいるほか、民間による開発が進められています。
- 市内の鉄道及び市バスの乗車人員について、増加傾向にあります。

課 題

- 人口減少や少子化・高齢化を踏まえ、公共交通を便利で利用しやすいものにすることで、公共交通と連携したまちづくりを進め、誰もが安全で、楽しく快適な移動ができるようにめざしていく必要があります。
- 道路空間の再生と一体的に、都心の魅力ある地点をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境を整備することにより、回遊性やまちの賑わいの向上が必要です。
- 市民の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より市民が快適・便利に利用しやすいサービスを提供する必要があります。

施 策 の 柱

- ・ **公共交通を中心とした快適に過ごせるまちづくり**
都心部や鉄道駅周辺等を中心に、公共交通と連携したまちづくりに取り組むことにより、公共交通を中心とした快適に過ごせる環境づくりを進めます。また、人口減少、少子化・高齢化の動向や自動運転技術の進展などを見据え、新しい時代に向けた総合交通体系の計画策定に取り組みます。
- ・ **新たな交流社会を支えるみちまちづくり**
新たな路面公共交通システムの導入や都心部幹線道路の空間配分の見直し、自動車の都心部への集中緩和など、道路を自動車から歩行者中心に転換する「みちまちづくり」を推進します。
- ・ **公共交通の快適性・利便性の向上**
快適性に資するより高いサービスの提供及び乗り換えの利便性の向上につとめ、公共交通機関の利用促進をはかります。

成 果 指 標

- ・ 公共交通機関が便利で利用しやすいと思う市民の割合 **New**
- ・ 市内の鉄道及び市バスの1日当たり乗車人員合計（㊤254万人（28年度））
- ・ 市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計（㊤131万台（28年））

施策26

良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

現 状

- 都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるため、土地区画整理事業などに取り組んでいます。
- 都市機能の向上が求められる地域において、市街地再開発事業などに取り組んでいます。
- 都市基盤の整備に合わせ適切な土地利用の規制・誘導を推進するため、用途地域等の地域地区の見直しなど、さまざまなまちづくり手法の活用促進に取り組んでいます。
- 地域によっては、幹線道路の整備の遅れや踏切による渋滞発生などが見られます。

課 題

- 必要な都市基盤の整備や改善を効率的に進めることで、良好な居住環境の創出や自動車交通の円滑化をはかる必要があります。
- 公共施設の整備や居住環境を改善し、地区の活性化をはかる必要があります。
- 適切な用途地域等の地域地区制度の見直しや、地区の特性に応じたまちづくりの手法の活用促進により、良好な市街地環境の形成をはかる必要があります。
- 重点的、効果的に道路整備を推進するため、未着手都市計画道路の見直しとともに、都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化により、自動車交通の円滑化をはかる必要があります。

施 策 の 柱

・ 市街地の整備・再生

道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、自然環境や歴史・文化資源に配慮しつつ、土地区画整理事業などにより、市街地の整備・再生を進めます。

・ 地域拠点の強化

公共交通機関の結節点などの地域拠点においては、駅前広場などの整備とともに住宅の供給、商業施設の立地などによる土地の高度利用を進め、さまざまな機能の集積による地域の活性化をはかります。

・ 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性をふまえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた用途地域等の地域地区制度の適切な運用による土地利用の規制・誘導や、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画や建築協定の活用促進に取り組みます。

・ 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心で安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を進めるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成 果 指 標

- ・ 都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思える市民の割合（ $\textcircled{29}$ 88%）
- ・ 地区計画の都市計画決定数及び建築協定の認可地区数（累計）（ $\textcircled{29}$ 115 地区）
- ・ 主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数（ $\textcircled{29}$ 19 区間）

現 状

- 駅周辺における放置自転車が深刻な問題となっていました。放置自転車等の台数は、ピーク時の約5分の1まで減少しており、一定の効果が得られています。
- 近年、環境負荷の低減や健康志向の高まりを受け、交通手段として自転車が見直されていますが、自転車の通行空間の整備がまだ十分ではないことなどから、自転車が関連する交通事故件数は、全国の割合よりも高くなっています。
- 都心部においては、地域の方の意向を確認しながら路上自転車駐車場の整備を進めていますが、いまだ十分な駐車台数を確保するには至っておらず、放置自転車が多く存在しています。

課 題

- 引き続き、放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備推進などにより、安心して歩ける歩行空間の確保を進める必要があります。
- 歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる、安全で快適な道路環境づくりを進めることが求められています。
- 引き続き路上自転車駐輪場の整備を推進するとともに、環境にやさしく、公共交通と連携したまちの回遊性を高める新たな自転車利用システムを導入することが必要とされています。

施 策 の 柱

・ 安心して歩ける歩行空間の確保

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保します。

・ 自転車通行空間の整備

自転車を安全で快適かつ適正に利用できるよう、自転車道・自転車レーンの設置や歩道内での通行空間の分離などを進めるとともに、交通安全意識や交通ルール遵守の啓発を行います。

・ 都心部自転車対策の推進

都心部において、路上自転車駐車場整備などの対策を進めるとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減を期待できるコミュニティサイクルについて、仕組みや効果などを十分に考慮しながら、都心部の自転車駐車対策の完了後の導入に向けての検討を行います。

成 果 指 標

- ・ 歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合（㊤24.1％）
- ・ 歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長（㊤100.7km）
- ・ 鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数（㊤13,804 台）

施策28

バリアフリーのまちづくりを進めます

現 状

- 誰もが安全で快適に利用できるよう、都市施設整備におけるバリアフリー化を推進していますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合は4割を下回っています。
- ハード面のみならず、広報・啓発を通じた意識のバリアフリーの推進に取り組んでいますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合は5割を下回っています。

課 題

- 高齢者や障害者、子どもを連れた人など幅広い視点から利用しやすい公共建築物や公共交通機関をはじめとした都市施設の整備をさらに進める必要があります。
- 個々の施設のバリアフリー整備にとどまらず、周辺の施設や道路などと連携した、総合的かつ一体的なバリアフリー整備を進める必要があります。
- 市民一人ひとりがお互いの理解を深めるとともに、お互いの違いを違いとしてありのまま認め合い、支え合えるよう、意識のバリアフリーをさらに推進していく必要があります。

施 策 の 柱

・ 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

誰もが安全で快適に利用できるよう、公共建築物や道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、重点整備地区において、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を進めます。

・ 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリーの推進につとめます。

成 果 指 標

- ・ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合（㉑36.8%）
- ・ 地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数（㉑45 駅）
- ・ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合（㉑45.6%）

【都市像 4】

施策29

多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承をはかります

現 状

- 少子化・高齢化の進行に伴い家族形態が多様化し、平成 27(2015)年度には、世帯総数に占める単身世帯の割合が 42.2%まで増加している中で、住まいに対するニーズも多様化しています。
- 今後、夫婦と子からなる核家族世帯の減少、高齢単身世帯やひとり親世帯の増加などが見込まれる中で、適切な住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者も多様化しつつあります。
- 住宅数が世帯数を上回る状況が続く中で、平成 25(2013)年度には、住宅総数に占める空き家の割合は 13.2%まで増えています。一方、住宅の寿命は 30 年程度と欧米に比べて短く、家庭における CO₂ 排出量も増加しています。

課 題

- 様々な世帯が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて豊かな住生活を実現するため、その居住ニーズを満たす適切な住まいを選択できる環境づくりが求められています。
- 特に、高齢者や障害者、ひとり親世帯、低額所得者世帯などの住宅確保要配慮者については、適切な住まいを確保することの困難さ、住まいを巡る生活上のトラブル、地域での社会的な孤立などを解消していくことが求められています。
- 住宅が量的に充足する中では、既存の住宅ストックを改善し、有効活用するとともに、地球環境にやさしく、長く住み継がれる住宅に更新していく取り組みが求められています。

施 策 の 柱

- ・ **居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援**
若年・子育て世帯や高齢者世帯をはじめとする様々な世帯が自らの居住ニーズに応じて適切な住まいを選ぶことができる環境の整備を進めます。
- ・ **安心・安全な住まいの確保**
適切な住まいを自力で確保することが困難な世帯の居住の安定確保をはかる取り組みのさらなる充実をはかります。
- ・ **住宅ストックの質の向上・有効活用**
急速な老朽化が進む市営住宅等のストック再生への取り組みとともに、空き家を含めた民間の既存住宅の適切な維持管理や有効活用をはかります。

成 果 指 標

- ・ 住んでいる住宅に満足している市民の割合（^②73.8%）
- ・ 住まいに関する情報の提供件数（^②22,340 件）
- ・ 長期優良住宅の認定件数（累計）（^②23,455 件）

施策30

市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

現 状

- 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 一方で、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思う市民の割合が4割程度にとどまるなど、市民の環境問題への意識は低い状況にあります。
- 環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業者を認定するエコ事業所認定制度による認定数が年々増加しているものの、近年、認定数が鈍化傾向にあります。
- 多様な主体がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や問題意識を持ち寄って学びあい、次なる行動に結びつくネットワークづくりを進めています。

課 題

- 多様な環境問題への理解を促進するため、参加しやすい機会を提供し、環境配慮行動をとる市民の拡大をはかる必要があります。また、事業規模や形態に関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。
- 今日の環境問題は社会や経済の様々な課題とも複雑に関係しており、行政だけで解決できず、協働での取り組みが必要であることから、市民・事業者などの多様な主体による活動と連携・協力が重要となっています。分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を提供することにより、ネットワークの拡大をはかる必要があります。

施 策 の 柱

・ 環境に配慮した活動の促進

情報発信やイベントの開催により、環境問題への意識を共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境への配慮に関する支援や相談を充実させるなど、市民・事業者の環境保全活動を促進します。

また、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

・ 環境教育・協働取組の促進

市民一人ひとりが環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、市民、事業者などとの協働により持続可能な社会に向けた人づくり・人の輪づくりを推進します。

成 果 指 標

- ・ 環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合（㊟43.2%）
- ・ エコ事業所認定数（累計）（㊟2,069件）
- ・ 市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計（㊟407団体）

施策31 低炭素都市づくりを進めます

現 状

- 平成 27（2015）年度の本市の温室効果ガス排出量は、近年との比較では横ばいの状況が続いていますが、平成 2（1990）年度と比べると、「家庭」、「マイカー」、「オフィス・店舗等」の部門で増加しています。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度などにより、太陽光発電設備が急速に普及しましたが、近年は買取価格が低下し、導入量の伸びが鈍化しています。
- 市内各所での開発事業を低炭素なものへと誘導するため、先進的な環境技術の導入など低炭素なまちと暮らしの姿を具体的に示すモデルとして、低炭素モデル地区を 2 地区指定しています。地域におけるエネルギーの共同利用を進めるため、地域冷暖房の導入を促進しており、平成 30(2018)年 4 月現在、14 地区で地域冷暖房施設が導入されています。

課 題

- 節電や車に過度に依存しない交通行動への転換、省エネ機器や設備の導入などを促すことでエネルギー消費を減らし、温室効果ガス排出量の削減をはかっていくことが必要です。また、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大をはかっていくことが必要です。
- まちづくりに先進的な環境技術や仕組みを広く普及させ、都市の低炭素化をはかり、産業振興や快適な暮らしの実現などにつなげることで、環境と経済・社会の好循環を生み出し、持続可能な都市を構築することが必要です。また、建物間のエネルギーの共同利用を促進し、効率的なエネルギー利用を進めることにより、都市環境の保全や省エネルギーの推進をはかる必要があります。

施 策 の 柱

・ 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

低炭素都市の実現とともに、災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入をはかるため、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を拡大します。

また、地球温暖化に関する国民運動（COOL CHOICE）と連携した啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促し、人工排熱の低減によるヒートアイランド対策にもつなげていきます。

・ 低炭素なまちづくりの推進

環境と経済・社会の好循環を生み出し、持続可能な都市を構築するため、先進的な環境配慮の取り組みを普及させるとともに、新たなエネルギーの選択肢として、利用時に二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用を推進していきます。

さらに、地域冷暖房など地域におけるエネルギーの共同利用や、低炭素化をはじめ総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりを進めます。

成 果 指 標

- ・ 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）（ $\text{\textcircled{29}}$ 1,475 万トン（27 年度））
- ・ 太陽光発電設備の導入容量（ $\text{\textcircled{29}}$ 205,600kW）
- ・ 日々の省エネに常に取り組む世帯の割合（ $\text{\textcircled{29}}$ 41.7%）

施策32

3R を通じた循環型都市づくりを進めます

現 状

- 平成 11（1999）年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んできましたが、近年のごみ処理量は横ばいの状況が続いています。
- 高齢化の進行やライフスタイルの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、ごみ・資源の排出状況などに変化が生じています。
- 埋立量を削減するため、焼却灰の一部を本市施設で溶融処理し、土木資材等として活用しているほか、民間施設への処理委託により資源化をはかっています。

課 題

- さらなるごみ減量を推進するために、「もったいない」という意識の啓発につとめ、消費者の選択という行動を通して 2R（「発生抑制（リデュース）」「再利用（リユース）」）の取り組みを進めるとともに、分別を徹底し、資源を無駄なく利活用することが重要です。また、社会経済情勢の変化に対応した、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルのあり方が求められています。
- 長期的・安定的にごみの処理及び処分を行っていくために、災害リスクやコスト削減などを考慮しながら、工場の計画的な整備を進めるほか、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、新規処分場について検討していく必要があります。

施 策 の 柱

・ 3R の推進

循環型都市をめざすために、容器包装や食品ロスの削減の推進、分別・リサイクルの徹底をはかるなど、3R の取り組みを進めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した分別・リサイクルのあり方の検討を進めます。

また、事業用大規模建築物及び多量排出事業者に対して立入指導を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルを進めます。

・ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3R の推進によるごみ処理量の削減を進めるとともに、新たな焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガスなどの高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、その適正な管理・運営につとめます。

成 果 指 標

- ・ ごみ・資源の総排出量（㊟89.6 万トン）
- ・ ごみの処理量（㊟61.1 万トン）
- ・ ごみの埋立量（㊟4.9 万トン）
- ・ 日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合（㊟79.5%）

現 状

- 大規模な民間再開発の流れが名古屋駅周辺地区から栄地区へと波及しつつあります。
- 平成 29（2017）年度の中部国際空港における航空旅客数は 1,153 万人、発着回数は 10 万回と、過去最高の水準に迫る数字を記録しました。
- 名古屋港は、平成 29 年（2017）の総取扱貨物量は 16 年連続国内第一位、貿易黒字額は 20 年連続国内第一位を記録するなど、日本のゲートウェイとして大きな役割を果たしています。
- 新東名・名古屋環状 2 号線など広域交通基盤の整備が進められています。

課 題

- スーパー・メガリージョンの中心として、都心機能の強化や、民間投資誘導などのまちづくりの活性化とともに、リニアの速達性を最大限に活かす交通結節機能の強化をはかる必要があります。
- 国内の他の空港と比較するとアウトバウンド、インバウンドともに年々全国シェアが低下しており、さらなる航空需要の拡大が必要です。
- 国際競争力向上に向け、名古屋港の一層の機能強化や道路ネットワークの強化が必要です。

施 策 の 柱

・ 世界に誇れる都心のまちづくりの推進

リニア中央新幹線の開業に向け、国際的・広域的な都市機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかるとともに、名古屋駅のスーパーターミナル化を推進し、高い機能性を有した新時代の交流拠点を創出します。また、民間再開発等の機会を捉え、イノベーションの創出につながるビジネス交流機能や多様な働き方を提供するオフィス等の業務機能の集積を促進し、国際競争力を強化するとともに、国内外からの来訪者をもてなす商業・娯楽施設等の集積の促進や情緒ある街並みの保全により、都心ならではの多様な魅力を向上させます。

・ 中部国際空港の利用促進及び機能強化の推進

空港の利用促進による、さらなる航空需要の拡大に取り組むため、航空会社へのエアポートセールスや、国際拠点空港としての航空ネットワークの維持・充実に取り組むとともに、空港機能の強化(完全 24 時間化)の実現を推進します。

・ 名古屋港の整備促進

中部圏のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」の実現に向け、コンテナ物流機能をはじめとする港湾機能強化の取り組みを促進します。

・ 広域交通ネットワークの早期形成

リニア中央新幹線が開業する名古屋駅や日本のゲートウェイである名古屋港・中部国際空港へのアクセスを向上の向上により、名古屋大都市圏の発展を支えるため、名古屋環状 2 号線や名古屋高速道路をはじめとする高速道路ネットワークの早期形成と利便性の向上をはかります。

成 果 指 標

- ・ 世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能をそなえていると思う市民の割合 **New**
- ・ 中部国際空港の国際線旅客便就航都市数（^②30 都市）
- ・ 名古屋港の総取扱貨物量（^②196 百万トン）

施策34

国際的に開かれたまちづくりを進めます

現 状

- 姉妹友好都市 6 都市からの使節団の受入や、ロサンゼルス交歓高校生の派遣・受入、姉妹友好都市提携周年記念事業などを実施しています。
- 本市の外国人市民の増加に伴い、日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている人が増加しています。
- 外国人留学生向け宿舎の提供など生活面における支援をはじめ、開発途上国からの研修員受け入れや職員の海外派遣を通じた技術協力など、国際的な貢献活動を行っています。

課 題

- 各姉妹友好都市が観光や経済の PR 等を行うことができる機会を設け、名古屋への来訪を促し、市民との交流の場を増やすことが必要です。
- 外国人市民が安心・安全な生活を送ることができるよう、情報の多言語化や日本語学習機会の提供などの支援が必要です。
- 留学生同士の交流を促進するとともに、日本で就職を希望する留学生の支援や開発途上国への技術協力を実施するなど、引き続き国際貢献を推進していくことが必要です。

施 策 の 柱

・ 国際交流の推進

姉妹友好都市や各分野において提携する都市をはじめとした諸外国との交流を推進するとともに、学生の留学・派遣を促進し、市民の国際感覚の醸成をはかります。

・ 多文化共生の推進

外国人市民への情報提供の充実や、市民同士の交流と相互理解を促進し、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。また、外国人児童・生徒に対し、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進などをはかるとともに日本の学校に早期に適応できるよう支援を行います。さらに外国語や外国の文化にふれる機会の拡充など互いの文化や考え方を尊重する気持ちを育成します。

・ 国際貢献の推進

外国人留学生の生活基盤整備や交流支援などを行い、誘致につなげます。また、JICA（国際協力機構）を通じた研修員の受け入れや技術指導・助言を行う職員の海外派遣などにより、国際貢献を推進します。

成 果 指 標

- ・ 地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合（㉑33.5%）
- ・ 外国人留学生数（㉑3,071 人）

施策35

港・水辺の魅力向上をはかります

現 状

- 金城ふ頭では、「レゴランド®・ジャパン・リゾート」や「メイカーズ ピア」などが開業し、ガーデンふ頭では、「南極観測船ふじ」がリニューアルオープンしました。
- 堀川をはじめとした河川等で、水辺空間の整備や水質の改善などに取り組んでいます。また、水辺空間を活用したイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加しています。
- 中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導などとともに、ささしまライブ 24 地区とガーデンふ頭、金城ふ頭を結ぶ水上交通「クルーズ名古屋」の運航を行いました。

課 題

- 金城ふ頭では、さらなるにぎわい創出と活性化をはかる必要があります。ガーデンふ頭では、ふ頭全体の再開発を進め、新たな魅力を創出していく必要があります。
- 堀川をはじめとした河川等では、水質の浄化など水辺環境のさらなる改善や、周辺まちづくりとの連携などによるにぎわい創出が必要となっています。
- 中川運河では、ものづくりの発展を支えてきた歴史的役割を尊重しながら、水上交通の活性化、交流・創造の場や良好な水環境の創出などにより再生をはかっていく必要があります。

施 策 の 柱

・ 魅力向上に向けた拠点整備

金城ふ頭では、物流機能とのバランスをとりつつ、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や民間によるアミューズメント施設の開業など新たな都市の魅力向上を一体的に進めるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるようなにぎわいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりをめざします。ガーデンふ頭では、水族館や親水性などを最大限活用しながら、ふ頭全体の再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

・ 水辺のにぎわい

水辺空間に親しむ機会を増やすため、堀川において市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を活用することでにぎわいづくりを進めます。

・ 運河の再生

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した新たな水上交通網の実現をめざします。

成 果 指 標

- ・ ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計（㉙810 万人）
- ・ 名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合（㉙34.2%）
- ・ 中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数（㉙324 人）

施策36 魅力的な都市景観の形成を進めます

現 状

- 名古屋城の眺望景観保全に取り組むなど都市景観の創造・保全に関する各種施策を実施しています。都市景観形成地区として、平成 30（2018）年 4 月現在、7 地区指定しています。
- すぐれた都市景観の形成に寄与している建築物等の表彰と景観に関する市民意識の高揚をはかることを目的に、まちなみデザインセレクションを実施しています。
- 屋外広告業の登録や違反広告物の簡易除却など広告物の不適正な設置や管理の防止につとめるとともに、安全点検の義務化など広告物の安全対策の強化につとめています。

課 題

- 活気があり歴史の深みを感じられる景観形成の取り組みを進める必要があります。
- 地域の特色を生かした景観形成を進めるとともに、市民が名古屋のまちの景観的魅力について誇りと愛着を持つことができるよう、関心を高めていく必要があります。
- 違反広告物の除却件数は減少傾向にありますが、除却対象とならないものについて適切な是正指導を行うとともに、安全点検を確実に実施する必要があります。

施 策 の 柱

・ 良好な景観形成の誘導

名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育てていくため、名古屋城眺望景観保全などの景観法に基づく届け出等において助言指導を行うとともに、景観アドバイザー制度、市長表彰など多面的な取り組みにより、魅力的な都市景観の形成を進めます。

・ 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

市民が名古屋のまちの景観的魅力について誇りと愛着をもって語ることができるよう、市民参加のもと情報の共有化・発信を進めて興味関心を高めるとともに、地域における景観まちづくりの取り組みを推進します。

・ 違反広告物対策の推進と安全対策の強化

屋外広告業者の指導などを通じた広告物の適正な設置や管理を促すとともに、市民や地域とも連携しながら違反広告物の簡易除却や是正指導に取り組みます。

成 果 指 標

- ・ 名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合（㉔63.3%）
- ・ 市民参加によって景観づくりを進めている地区数（㉔10 地区）
- ・ 違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数（㉔229 回）

【都市像 5】

施策37

歴史・文化に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します

現 状

- 長い歴史を積み重ねながら発展してきた名古屋のまちには、古くから伝わる貴重な歴史資源が数多く残されています。
- 本市では、文化や芸術にふれることについて大切だと思う市民の割合は9割近くに達しているものの、名古屋を文化的なまちだと思う市民は6割弱にとどまっています。
- 平成28（2016）年度の調査に続き、平成30（2018）年度の「都市ブランド・イメージ調査」においても、名古屋は全国8都市で最も魅力に欠けるまちで、都市イメージが確立されていないという結果が示されました。

課 題

- 文化財をはじめ市内に残されている多くの歴史的資源を活用し、名古屋独自の魅力として市民や観光客へ発信し、誘客へつなげていく必要があります。
- まちの至るところで歴史や文化にふれ、感性が刺激される場を創出していくことが必要です。
- 名古屋の魅力を磨きあげ、都市としてのブランド力を高めることで、市民一人ひとりが名古屋独自の魅力に愛着や誇りを持てるようにすることが必要です。

施 策 の 柱

- ・ 名古屋城など歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり
武家文化や文化のみち、有松をはじめとした市内の歴史的建造物や町並み、文化財、人々の伝統的な営みの保存・活用などにより、名古屋の歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。また、天守閣の木造復元など名古屋城の整備を進め、特別史跡としての価値の継承と魅力向上をはかります。
- ・ 文化芸術を活かしたまちづくりの推進
市民一人ひとりが気軽に文化芸術にふれ、創造性を高めることができるよう、環境の整備や、未来を担う若手の育成など将来を見据えた文化への投資を行い、文化芸術を活かしたまちづくりを進めます。
- ・ シビックプライドの醸成と市民による魅力発信の促進 **New**
都市としてのブランド力を高め、市民のまちへの愛着や誇りを高めることで、市民による名古屋の魅力発信を促進します。

成 果 指 標

- ・ 名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合（㉞60.8%）
- ・ 市の文化施設の利用率（㉞88.9%）
- ・ 歴史的建造物の登録・認定件数（累計）（㉞243件）

施策38 観光の振興・MICEの推進と情報発信により交流を促進します

現 状

- 本市における平成 29（2018）年の観光入込客実人数は、約 4,728 万人でした。
- 本市を訪れる外国人は増加傾向にあり、平成 29（2018）年の外国人年間宿泊者数は約 112 万人となっています。
- 市内で開催される国際会議の件数は増加傾向にあるものの、他都市の開催件数も増加しており、都市別開催件数の順位は横ばいです。

課 題

- 本市の観光資源を一層磨き上げるとともに、観光プロモーションの推進やイベントの誘致など、官民が一体となって集客力の向上をはかる必要があります。
- インバウンドの促進に向けた取り組みのほか、観光客のさらなる増加に向け、多様なニーズに対応したきめ細かいおもてなしが必要です。
- MICE 誘致の推進や開催支援の充実、国際展示場・国際会議場の整備拡充などにより、MICE 開催地として選ばれる都市となるよう、取り組んでいく必要があります。

施 策 の 柱

- ・ **名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信**
市内各地に豊富に存在する武将ゆかりの歴史・文化や、なごやめし・ポップカルチャーをはじめとした名古屋の特色や魅力を活かし、文化・観光拠点の魅力向上や、積極的な情報発信につとめます。また、周辺の観光地や旅行会社など民間事業者とも連携し観光プロモーションを行うことで、多くの観光客が訪れる活気あふれる都市をめざします。
- ・ **海外からの誘客促進と受け入れ環境の整備** **New**
海外からの観光客誘致に向けたプロモーションを実施するとともに、国内外からの来訪者が楽しく快適に過ごせるよう、民間事業者と連携した観光情報の提供や、情報の多言語化、観光施設のトイレの洋式化など、受け入れ体制の充実をはかります。
- ・ **MICE の推進による多様な交流の促進**
ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活かして、全国的・国際的な MICE の推進や、その基幹インフラとなる国際展示場・国際会議場の整備・運営に取り組むことにより、国内外の交流を促進し、経済の活性化や都市の知名度、イメージの向上をはかります。

成 果 指 標

- ・ 観光総消費額（㊤3,541 億円（28 年度））
- ・ 観光客の満足度（㊤81.5%（28 年度））
- ・ 外国人宿泊者数 **New**
- ・ 国際会議の年間開催件数（㊤203 件（28 年））

施策39

スポーツを活かしてまちの魅力と活力を高めます

現 状

- 平成 38（2026）年に第 20 回アジア競技大会がこの地域で開催され、選手や大会関係者だけでなく国内外から多くの観客が訪れることが期待されます。
- 全国的に、多数の観衆が見込める大規模な競技大会やスポーツ合宿、キャンプなどの誘致や、多数の参加者が見込めるスポーツイベントの開催などを通じた地域活性化の機運が高まっています。
- 本市は主要 8 都市の中でも、「みる」スポーツコンテンツが充実していますが、名古屋に対して「スポーツ都市」というイメージを持つ市民の割合は 19.3%となっています。

課 題

- アジア競技大会の開催に向けて着実に準備を進めるとともに、開催都市としての機運醸成をはかっていく必要があります。
- 国内外の大規模競技大会やスポーツイベントなどの誘致・開催や、トップアスリートと市民との交流の拡充など、スポーツを活かした地域活性化を推進していく必要があります。
- スポーツが本市のブランドとして市内外に広く認識されるよう、スポーツプロモーションの推進やスポーツツーリズムの促進に取り組んでいく必要があります。

施 策 の 柱

- ・ 第 20 回アジア競技大会をはじめとした大規模競技大会等の推進 **New**
平成 38（2026）年の第 20 回アジア競技大会の開催に向けた機運の醸成や、大会後の活用を見据えた競技施設・選手村の整備を進めるとともに、国内外の大規模競技大会やスポーツイベントの誘致・開催により名古屋を盛り上げ、まちの活力向上をはかります。
- ・ スポーツを活かした魅力の創出・発信 **New**
名古屋を拠点とするトップ・スポーツチームとの連携による「でらスポ名古屋」や、大規模競技大会・スポーツイベントなどを活用したスポーツプロモーションにより、スポーツを新たな名古屋のブランドとして確立していくとともに、スポーツツーリズムの促進などにより訪問客の増加をはかります。

成 果 指 標

- ・ 第 20 回アジア競技大会の認知度 **New**
- ・ 年 1 回以上プロスポーツ等を直接観戦する市民の割合 **New**

施策40 地域の産業を育成・支援します

現 状

- 市内事業所数の99%を占めている中小企業は、当地域の雇用や経済を支えています。
- 景気は回復傾向にありますが、中小企業の経済状況は依然厳しいものとなっています。
- 少子化・高齢化や熟練技術者の退職、若者のものづくり現場離れ等により、産業人材の確保は困難さを増しています。
- 地域の商店街を取り巻く環境は、購買機会の多様化、少子化・高齢化などの要因により、厳しい状況が続いています。

課 題

- 社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面などでの総合的な支援を行う必要があります。
- 厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、経営基盤の安定・強化を行う必要があります。
- 特に中小企業において、技術の伝承と人材確保が大きな課題となっています。
- 多くの商店街では、後継者難や商店街を支える担い手不足の解消、魅力やにぎわいの創出などが課題となっています。

施 策 の 柱

- ・ **競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援**
中小企業における設備投資、技術・技能向上、知的財産権の活用を支援します。また、工業研究所等を活用し、ものづくり基盤技術の振興などを進めます。
- ・ **経営基盤安定化の支援**
中小企業・組合などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談、情報提供、融資の支援など、経営基盤の安定・強化をはかります。また、市の調達において、公正性、競争性、透明性をふまえ、地元企業の受注機会を確保します。
- ・ **産業人材の育成・確保**
大学と行政が連携した人材育成や、技術者育成のための研修の実施など、産業人材の育成を支援します。また、企業の人材確保について状況に応じた相談を実施するとともに、働きやすい環境づくりとそのPRや、外国人材などの多様な人材の採用を支援します。
- ・ **地域商業の活性化**
名古屋大都市圏の中核都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の育成支援を行います。

成 果 指 標

- ・ 法人事業所数（2999,222）
- ・ 設備投資の実施率（23.5%）
- ・ 人材育成に取り組んでいる企業の割合 **New**

【都市像 5】

施策41

新たな価値を創造する産業を振興するとともに、産業交流を促進します

現 状

- 中部地域は日本の航空機・部品の生産額の約5割を占めるなど、随一の拠点になっています。
- 技術の進歩や、価値観の多様化が進む中で、新たなビジネスモデルの構築が重要となっています。
- 本市は名古屋大都市圏の中核都市として産業交流の拠点となっており、ものづくり産業や商業・サービス産業など多様な産業が集積しています。
- 平成28（2016）年度における本市の開業率は6.62%となっており、平成22（2010）年度以降増加傾向にある一方で、欧米諸国と比較して低い水準で推移しています。

課 題

- 経済の持続的な発展のためには今後の成長が期待される産業の育成が必要です。
- クリエイティブ分野や AI、IoT、ロボットの活用など、企業が新たな価値を付加しようとする取り組みを支援することが必要です。
- 産業見本市の開催などにより多様な産業交流の場づくりを進めるとともに、さらなる産業集積を促進するため、本社機能や ICT 企業などの戦略的な誘致を進める必要があります。
- 地域に新たな活力と価値を生み出す起業家が育つ環境づくりや、イノベーションの創出を促進する取り組みが必要です。

施策の柱

・ 成長分野産業の振興

航空宇宙産業をはじめ、医療・福祉・健康、環境・エネルギーなどの今後の成長が期待される分野において多様な主体と連携し、産業の振興をはかります。

・ 価値づくり産業の振興

新たな価値を創造する取り組みを促進するため、デザイン、ファッションなどのクリエイティブ産業を強化するとともに、IoT・AI・ロボット等の先端技術の導入・活用を促進します。

・ 産業交流の促進

産業見本市の誘致・開催や、中小企業の国内外での販路開拓などを支援し、関連支援機関と協力しながら、産業競争力の強化をはかるとともに、企業立地や ICT 企業等の交流・投資の促進により、企業の集積をはかります。

・ 創業等支援・イノベーション創出 New

イノベーション拠点の形成を進め、起業家の創業支援や企業のイノベーション活動の促進をはかるとともに、大学、専門学校等と連携して新たな付加価値を生み出す人材の育成を促進します。また、産官学連携を推進し、将来の産業力強化につなげます。

成果指標

- ・ 法人設立等件数（㊤5,188 件）
- ・ 新事業進出等に取り組む企業の割合（㊤29.1%）

施策42 市民サービスの向上を進めます

現 状

- 区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置、日曜窓口の実施などサービスの向上に取り組んでいます。
- コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」において市民からの問い合わせに対応するとともに、市民相談などを通じて市民からの意見・要望を幅広く受け付け、市民ニーズの把握につとめています。

課 題

- 区役所・支所などの窓口において、市民が丁寧な対応と分かりやすい説明を受け、円滑に用件を済ませられるよう、職員の接遇・CS（お客様満足度）の向上や業務改善などに取り組むことが重要です。
- 市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、市政運営に適切に反映していくことが必要です。

施 策 の 柱

- ・ 窓口サービスの改善・拡充
より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票などの取得機会の拡充を検討します。また、区役所の窓口において、市民が快適かつ迅速に手続きが行えるよう、フロアサービスの実施や職員の接遇向上など、CS（お客様満足度）の向上をはかります。
- ・ 広聴活動の実施
さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映につとめます。

成 果 指 標

- ・ 区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合（99.97%）
- ・ コールセンターの利用件数 **New**

現 状

- 市民が市政情報を知る上で、広報なごやは主要な広報媒体となっていますが、情報の取得手段は多様化しており、とりわけインターネットを用いた情報取得手段の発展にはめざましいものがあります。
- 情報公開制度の着実な運用により、平成 29（2017）年度は 3,881 件の公開請求があり、うち 3,076 件について情報公開（一部公開を含む）しています。
- 情報化の進展にともない、市政における電子情報の利用が拡大していることから、個人情報保護に対する市民の関心が高まっています。

課 題

- 変化の著しい市民ニーズや時代の潮流を的確にとらえ、市政に関する情報を適宜適切に伝えることが必要です。テレビ、新聞などさまざまな媒体に取り上げられるよう報道機関に積極的に情報発信するなど、市民の元に届きやすい効果的な広報を行うことが必要です。
- 市政の透明性を確保するため、積極的な情報提供施策の推進を一層進める必要があります。情報公開における手続きの迅速化をはかり、市民にわかりやすい総合的な情報公開をさらに進める必要があります。
- 本市が保有する個人情報の保護及び管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要があります。

施 策 の 柱

・ 情報発信の推進

時代に即した新しい広報媒体を取り入れるなど、さまざまな広報媒体を活用することにより、利用しやすくわかりやすい広報を推進します。また、行政として市民に伝えるべき情報の適宜適切な発信を進めます。

・ 情報提供、情報公開の推進

市民の市政への参加を進め、民主的で透明性の高い市政を推進するため、行政文書の公開及び情報提供施策の拡充等により、情報公開を総合的に推進します。

・ 個人情報保護の推進

名古屋市個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護制度を適切に運用し、さらなる充実をはかるとともに市民の個人情報の保護を推進します。

成 果 指 標

- ・ 市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合（ $\textcircled{29}$ 51.8%）
- ・ 広報なごや全体の印象が「わかりやすい」と思う市民の割合（ $\textcircled{29}$ 69.7%）

施策44 地域主体のまちづくりを進めます

現 状

- 地域のコミュニティ機能が低下する一方で、一人ひとりが抱える課題は複雑化・多様化しています。
- 全市的なまちづくりの視点に加え、多様な主体による地域ごとの課題や魅力をふまえたまちづくりの重要性が高まっています。
- 地域福祉の担い手が不足しているとともに、対象者別に提供される既存の公的サービスでは対応できない、複雑化・多様化する生活上の課題によって孤立した世帯が存在しています。

課 題

- 個人では解決困難な問題も地域の課題としてとらえ、地域全体で考えることで解決への道を広げていくことが必要であり、地域団体による自主的な活動への支援が求められています。
- 地域のまちづくりをより推進するため、多様な主体によるまちづくり活動への支援や、実行力のある人材育成に向けた仕組みづくりが求められています。
- 地域住民がお互いに助け合うための仕組みづくりを進めるとともに、地域住民と行政機関が連携して、地域において様々な生活課題を抱え孤立した世帯を包括的に支援する地域共生社会を実現することが求められています。

施 策 の 柱

・ 市民活動の活性化

地域コミュニティの活性化をはかるため、若い世代をはじめとする誰もが活躍できる場を形成し、多様な担い手を育成するとともに、町内会・自治会や学区連絡協議会をはじめとした地域団体やNPO、ボランティア団体の活動を支援します。また、活動拠点としてのコミュニティセンターの整備や学校開放を実施します。

・ 地域のまちづくりへの支援

地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりを進めるため、アドバイザーの派遣や助成金の交付、情報提供、人材育成などを通じて、地域の多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。

・ 地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けて、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち支え合いながら、行政機関と連携して、地域において様々な課題を抱えた世帯を支援できるよう、各分野の相談援助機関が連携し、包括的に支援する体制の構築を検討します。

・ 区における総合行政の推進

複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活のさまざまな分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

成 果 指 標

- ・ 地域の住民によるまちづくりが活発に行われているという市民の割合（㉑31.5％）
- ・ 地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合（㉑27.1％）
- ・ 市内に主たる事務所を有するNPO 法人数（㉑954 団体）

施策45

公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます

現 状

- 本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和 40 年代から 60 年代を中心に、道路・橋りょうなどの公共土木施設は、昭和 30 年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれます。
- 一方、人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化が見込まれ、また公共施設の整備にかかる投資的経費及び維持に要する維持補修費は、おおむね横ばいで推移しております。

課 題

- 今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれ、人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、まずは、公共施設の長寿命化による経費の抑制と平準化をはかっていく必要があります。
- また、経過年数の増加に伴い、修繕・改修等が必要となる施設の増加が見込まれることから、保有資産量の適正化を計画的に進めるとともに、保有資産の有効活用による財源確保などの取り組みを進める必要があります。

施 策 の 柱

・ 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

公共施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう、市設建築物のリニューアル改修などや、公共土木施設の計画的・効率的な維持管理や改修といった施設の長寿命化に取り組むとともに、市設建築物については、施設の集約化・複合化や民間活力の活用といった再編整備モデル事業を実施するなど、適正な保有資産量の実現に向けた取り組みを進めます。あわせてこれらを着実に進めるため、長寿命化の対策内容や実施時期等を施設毎に整理するとともに、保有資産量の適正化に向けた検討をさらに進めるなど、アセットマネジメントの取り組みを推進します。

・ 保有資産の有効活用

公的利用の見込めない資産の売却・貸付や、ネーミングライツの拡大など、保有資産のさらなる有効活用による一層の財源確保につとめます。

成 果 指 標

- ・ 公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合（㊤21.9％）
- ・ 一般施設のリニューアル改修の実施施設数（累計） **New**
- ・ 早期に措置を講ずるべきと診断された道路橋の補修等に着手した割合 **New**